

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 千葉森林管理事務所車庫及び倉庫改修工事
2 工 事 場 所 千葉県千葉市稲毛区稲毛 1-7-20
3 工 期 契約日締結の翌日 から
令和 8 年 3 月 10 日 まで
4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5 契約保証金額 請負代金額の 10 分の 1 以上
6 調 停 人
7 前 金 払 請負代金額の 10 分の 4 以内
8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔千葉県〕建設工事紛争審査会
9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち
適用されるものは (○印)、削除されるものは (×印) である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
	[] 主任技術者 [] 監理技術者	第 10 条第 1 項第 2 号
	支給材料及び貸与品	第 15 条
	前金払	第 35 条第 1 項
	中間前金払	第 35 条第 5 項
	部分払 回以内	第 38 条
	部分払の対象となる工場製品	第 38 条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

10 解体工事に要する費用等 (該当なし)

(注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) 第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合に限る。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 千葉県千葉市稲毛区稲毛 1-7-20
 分任支出負担行為担当官
 関東森林管理局
 (氏名) 千葉森林管理事務所長 原 啓一郎 印

受注者 (住所)
 (氏名) 印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲及び乙（発注者をいう。以下同じ。）は、丙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲及び乙は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 丙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 丙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契

約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 丙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲及び乙は、丙が再請負人等の解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲及び乙は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 丙は、甲及び乙が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲及び乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 丙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲及び乙に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20
氏 名 分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
千葉森林管理事務所長 原 啓一郎 印

請負者 住 所
氏 名 印

(注) 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

様式 15

入札説明書等に対する質問回答書

「千葉森林管理事務所車庫及び倉庫改修工事」

質問事項	回答事項